

学園東地域福祉センターを利用されたい方へ

ふれあいのまちづくり協議会

施設管理部長 西村芳明

学園東地域福祉センターの利用にあたっては、利用規程や利用要領を理解し順守して戴くことが前提ですが、この書面で大まかなことを確認してください。

※利用目的

学園東町の住民に活動内容を理解してもらって、誰もが参加して貰える福祉的な活動や仲間づくり的な活動を開催し、参加した方に楽しんでいただけたり健康の促進に役立ててもらえる事などを目的とする。

※センターを利用出来るまでの流れ

センター事務所に利用申請書(利用内容・利用目的・当初の利用人数・代表責任者の連絡先など)の提出

↓

施設管理部長(又は委員長)との面談で詳細を確認(利用日時、利用条件等)

↓

ふれあいのまちづくり協議会役員会での審議・承認

↓

ふれあいのまちづくり協議会委員会での承認

↓

利用開始

※利用禁止事項

- ① 個人的な利用(冠婚葬祭など)
- ② 個人的な小グループによる活動
例：固定のメンバーでケーキやパン作り等を楽しむだけの活動や多額の講師費を徴収しての活動等
- ③ 営利目的の利用
- ④ 宗教活動または政治活動のための利用
- ⑤ 公益を害し、または風俗を乱す恐れのある利用
- ⑥ 建物または付属物を損傷する恐れのある利用
- ⑦ 前各号に定めるものの他、その利用が不適切と認められる利用

皆さんと共に、学園東町を安心・安全で、明るく住みよいまちにしていきたいと思います。